

総合資源エネルギー調査会  
電力・ガス事業分科会  
特定放射性廃棄物小委員会（第4回）

日時 令和6年6月17日（月）17:00～19:06

場所 経済産業省別館11階 1111 各省庁共用会議室（対面・オンライン会議併用形式）

## 1. 開会

○下堀課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会第4回特定放射性廃棄物小委員会を開催いたします。

私は事務局を務めます経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課長の下堀でございます。本日もよろしくお願いたします。

本日はご多忙の中、委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日はオブザーバーとして、原子力発電環境整備機構（NUMO）から阪口副理事長、植田理事、兵藤技術部部長、それから電気事業連合会から合田本部長代理にご出席をいただいております。

本日の小委員会は、対面とオンラインのハイブリッドにて行います。また、本日の会議の様子はYouTubeの経産省チャンネルで生放送いたします。

本日の資料ですけれども、対面でご参加の方はお手元のiPadをご参照ください。オンラインでご参加の方については、Teamsの画面上でも適宜投影をさせていただきます。

続いて、本日の資料を確認いたしますので「配布資料一覧」をご覧ください。資料1として議事次第、資料2として委員名簿、資料3、資料4が事務局の説明資料、資料5、6、7、8がNUMOの説明資料です。加えて、参考資料1から6として今回の議題に関連する意見書等を配付させていただきます。資料は以上になりますが、もし資料に過不足などございましたら、事務局までお知らせください。

あと、今日は伊藤委員が欠席、それから村上委員は直前の審議会に出席中で間もなく来られるということで定刻から始めさせていただきます。

では、高橋委員長、よろしくお願いたします。

## 2. 説明・自由討議

○高橋委員長

それでは、本日の審議を開始いたします。

審議終了予定は19時をめぐりにしております。よろしくお願いたします。皆様にごできる

限り多くの発言をいただきますよう、事務局と連携して議事運営に留意してまいりますので、委員の皆様におかれましてもご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、議事次第に記載されておりますように、「地層処分に関する声明を踏まえた技術的・専門的観点の審議報告等について」、「佐賀県玄海町での文献調査に関する動きについて」、「対話活動の振り返りについて」、以上の3点でございます。

まず、議題（1）では、昨年10月に研究技術・教育の現場に携わる方々から発表されました地層処分に関する声明などについて、地層処分技術ワーキンググループでの審議内容をワーキンググループ委員長の徳永委員及び資源エネルギー庁からご報告をいただきます。

続いて、議題（2）では、佐賀県玄海町での文献調査に関する動きを資源エネルギー庁からご説明を頂戴したいと思います。

最後に、議題（3）では、北海道寿都町、神恵内村における対話活動の振り返り状況をNUMOからご説明を頂戴したいと思います。

議題ごとに質疑、議論の時間を設けますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。

それでは、プレスの皆様はこれまでとさせていただきます。ご退席をいただきますよう、よろしくお願いいたします。YouTubeでの傍聴は引き続き可能となりますので、引き続きYouTubeにてご覧ください。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）の声明に関する審議報告等につきまして、まずは事務局の資源エネルギー庁から、地層処分技術ワーキンググループの審議経緯について、概要のご説明を頂戴したいと思います、よろしくお願いいたします。

#### ○下堀課長

特定放射性廃棄物小委員会の下で新たに設置された地層処分技術ワーキンググループでは、2023年6月22日の第40回放射性廃棄物ワーキンググループや2023年12月11日の第2回特定放射性廃棄物小委員会での議論を踏まえて、一つ目、地層処分に関する声明についての技術的・専門的観点からの審議の実施と、二つ目、NUMOが作成した北海道寿都町、神恵内村の文献調査報告書（案）への文献調査段階の評価の考え方の反映状況に関する技術的・専門的観点からの議論、評価の実施の2件を審議することとされています。地層処分技術ワーキンググループでは、2024年2月から5月まで計4回の審議を実施していただいたところであります。

本日は、この一つ目の地層処分に関する声明についての技術的・専門的観点からの審議の結果を、地層処分技術ワーキンググループ委員長であります徳永委員よりご報告をいただきます。

なお、二つ目の文献調査報告書（案）への文献調査段階の評価の考え方の反映状況についても、地層処分技術ワーキンググループで審議いただいております。報告書原案の評価については、おおむね議論が収束した状況であります。

今後の審議の進め方としては、報告書原案には修正の検討を要する箇所が複数あること

を踏まえまして、次回以降の地層処分技術ワーキンググループでNUMOの作成する報告書原案の修正方針を確認いただいた上で、次回以降の本小委員会で地層処分技術ワーキンググループにおける報告書原案の評価と修正方針の確認の結果を徳永委員よりご報告いただくという段取りを事務局からご提案したいと考えております。

本小委員会から、地層処分技術ワーキンググループへ文献調査報告書（案）の修正方針に関する確認作業を追加的にタスクアウトするか、後ほどお伺いできれば幸いです。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、徳永委員、声明に関する審議結果のご報告を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

○徳永委員

資料3をご覧ください。資料3に基づきまして、地層処分に関する声明を踏まえた技術的・専門的観点の審議報告につきまして、地層処分技術ワーキンググループでの議論を報告させていただきます。

次のページをお願いします。先ほど下堀課長からご説明いただきましたように、特定放射性廃棄物小委員会、本委員会からのタスクアウトということで、地層処分技術ワーキングにおきまして審議をさせていただいたということでございます。4回の審議をいたしました。そのうち、特に2回目につきましては声明・提言の内容について、より正確に理解するというのを目的として、提言をされた方々に参考人としておいでいただき、議論をするというような機会も設けましたということでございます。

次のスライドをお願いします。声明等の内容と参考人招致等でいただいたご意見につきましては、ここに書かれているような内容でございます。色別に変動帯の日本における地層処分の適地についてどのように考えるか、最新知見に基づく検討というのをどのように進めていくか、個別地点の評価をどのようにするか、その他の観点ということでご意見をいただいています。そこに書いていますけれども、北欧が地層処分の先進国としてプロセスが進んでいるということでございますが、北欧の地質条件と日本の地質条件が違うということ意識して議論しないといけないというようなことについてのご意見をいただいています。北欧の地層処分と同列に扱って、人工バリアで安全性が保証されるというのは適切ではないというような議論、それから、最終処分法自体が抜本的な見直しが必要であるというようなご意見をいただいています。

ガラス固化体の危険性についてもご意見をいただいています。それについて、いろいろな意見を通して議論をしながら広く国民の声を集約していくことが必要だというようなご意見でございました。

その後、我々の2回目の委員会で参考人の方においでいただく前に提言をいただいています。そこでは、より個別の話として、最新知見に基づく検討、活断層の話、特に能登半

島地震が1月1日に起こったということに鑑み、地層処分について考えるべきことがあるのではないかとこのようなご意見でございました。

ほかにも、個別視点の検討についても同様な観点から、能登半島地震、熊本地震等々の最近の地質学的知見というものをどのように考慮するか、もしくはおのおの地域の地質状況についてどう考えるかというようなことに関してご意見をいただきました。

次のページをお願いします。次のページが参考人においていただいて、今、私が申し上げたようなことを文書でいただいたものについて、直接おいでいただいてご意見を伺ったということでございます。その後、4月23日にその意見交換をさせていただいた後に追加の意見書というものをいただいており、それもそこに書かれているような、今まで私が申し上げたようなことについて、ご意見の意図を含めての意見書をいただいたということでございます。

参考資料として2-1から2-6までは、おいでいただいて、ご意見を伺ったときに参考人の方々が活用された資料でございますので、それは参考資料として、本小委員会の委員の先生方とも共有させていただきたいということでございます。

その後、4月23日に追加のご意見をいただいておりますが、その追加のご意見につきましては、地域の岩盤の特性についてということのご意見、それから最近起きている地震等々を含めた地震の考え方について、それから海底の活断層の評価についてということ、それから、その次のページに行ってください、地域の断層帯と地震の連動の可能性についてということ、それから最近、能登の地震においても、深部流体という議論が地球科学の中で行われているわけですが、そのような観点からの地層処分の考え方についてというようなご意見をいただいたということでございます。

次のページをお願いします。次のページは、参考人の方においていただいたときに、参考人の方のご意見をご披露いただいた後に、それらのご意見に対する国及びNUMOの考え方についても、その場でご意見をいただくというプロセスをしました。国の考え方として、そこに書かれているように変動体の日本列島においても、地質環境が大きく変化しない場所を探すことが可能であり、一方、北欧でも断層活動や地盤の隆起・沈降が起きているという中、それらを踏まえて適切な場所が科学的に選定されるというようなプロセスが行われているというようなご説明、隠れた活断層、文献調査では分からない活断層があるということについては認識をしていて、それは現地に入って概要調査以降、確認をしていくというようなプロセスが今後進んでいくんだというようなご説明、それから処分地を選定するまでには段階的な調査を進めるというようなご説明をいただきました。

その後、繰り返しですけれども、今年の1月1日に起きた、我々が想像をなかなかしていなかった大地震かもしれませんが、そのような地震が起こったということに基づいて地球科学的な理解というのは深まっていくわけですけれども、そのような理解につきましては、それらを蓄積し、地層処分という観点から必要に応じて今後反映も検討していく。すなわち今、科学的な議論が進んでいる中、今すぐそれを導入するというようなことが適切

かどうかということも議論になるというようなことが国からは述べられています。

NUMOからはそれに合わせて現在、NUMOさんが提出されている文献調査報告書（案）に関して、参考人の方々のご意見の中で関連する部分について、ご発言をいただきました。

国がご説明いただいたことと同様に、能登半島地震などから得られる知見については、今後も情報収集をして検討していくというようなこと、それから、地域の岩盤・地盤の強度等々については、最終処分を行うという深度における情報が十分でないということなので、現時点で不適という判断はできないというのがNUMOさんのお立場であるというようなご説明をいただきました。

今あるデータについては整理をしつつ、概要調査以降の段階での調査をしていくということ。それから、変動地形学的な調査によって示されているような断層の文献についてはその内容がどういうことが書かれているかということは確認をしているということですが、その中で各断層に関する情報を認めることはできていないというようなご説明をいただきました。

それから、文献調査報告書（案）では、地震の観点ではなく、これは、地層処分に関しては地震の観点というよりは、断層がどうずれて、それによって処分システムがどのように影響を受けるかというような観点から検討を進めるということですが、そのような観点で今進めているということ。それから、地震動の大きさの影響等々、それから活断層の連動の影響については、今後、概要調査等々で現地に入っていくという段階になれば、そういう検討が進んでいくという段階的な調査を行うというような説明をいただきました。

その次のページから、参考資料3-1、3-2、それからずっと進んでいただいて3-8までは、そのときの国及びNUMOからご説明をいただいたときの資料でございますので、これも本小委員会の先生方と共有させていただきたいということで、参考資料とさせていただきます。

4以降が、技術ワーキングでの審議内容についてです。これは審議の内容のまとめを上を書いて、そのまとめがどのような議論でそこに至ったかという形で整理をいただいています。

まず最初、審議の1点めですが、変動帯に属する日本において、高レベル放射性廃棄物を長期間地上で保管し続けることは、技術的な観点から適切ではないというのが技術ワーキング委員の委員会での意見です。地層というシステムの中で、多重バリアで保護するという地層処分の考え方や、その持つメリットを国・NUMOは情報提供をよりしっかりしていくということが重要であるということです。一方、深部の地質環境についてはさらに研究を進めるとともに、その結果も情報を提供することが必要であるというような意見としてまとめています。

参考人の方がおいでいただいたときに、ワーキンググループの委員から日本というのはそもそも変動帯であるということから、地表も極めて危険性が高いと。また、地表では

様々な災害があるということを考えると、仮にそういうスタンスを取るとすれば、どのような考え方でもってすれば安全にストレージが可能であるかというようなことについて、参考人にご意見を伺うというようなことをしています。

それに対する参考人の回答をいただいた後に、技術ワーキングでは、そのような参考人のご意見は伺っているけれども、技術ワーキングとしては、地層処分技術をより安全な形で実施していくことが重要であるというようなこと。

それに対しては、先ほど申しあげましたように、国やNUMOは、地層処分システムというものの考え方とそれが持つメリットというものを、より丁寧に情報を提供していくということが重要であるというような意見に至ったということでございます。

次のスライドをお願いします。二つ目ですけれども、北欧の議論が論点の一つになったんですけれども、日本より北欧は非常に安定していると一般的に考えるんですが、世界の中で最も隆起速度が速い地域の一つであるというのが北欧であるというようなご意見を技術ワーキングの方からいただいています。そういう中で、地層処分というのはおのおのの国ですごく皆さん、苦勞されている中、それはおのおのの地域が持つ地層の特徴、それから、その場の地質環境の理解というものをし、その理解に基づいて適切な人工バリアの設計を進めていくという、そういうものが地層処分なので、北欧がやっていることを日本はそのままそのとおりに導入しているということではないというようなことも含め、日本で地層処分について考えていくという上に当たって、そのような一般に地質学的に安定だと思われている地域においても、その地域が持つ地質学的・地球科学的な特性、それからリスクを考慮しながら地層処分の議論を進めているというような点については十分に参考にしていくということが有意義であろうというようなまとめに至っています。

次のページをお願いします。地層処分について、法律に基づくプロセスや地質環境の変化が少ない場所を探すといった方針を国・NUMOは国民に対して丁寧に説明する必要があるというのが意見です。また、NUMOが現地で調査を実施する際、今後、概要調査等々が始まるということに至ったときには、リスクの高い部分や処分地として適さない地点というところについて調査をするというような観点も極めて重要であり、そのようなスタンスを示していくということも必要でしょう。というような観点、すなわち地層処分に関わる技術的な観点からの調査の必要性やその意義についてもきちんと説明をしていただいて、その説明を通して理解を得ることが大事ですということをまとめとしています。

処分地を選定するということを段階的な調査プロセスとして行うわけですが、それは情報を繰り返して確認する、すなわち文献調査の後に新しい文献が出てくるというようなことについては、またその文献をきちんと確認するということもするわけですし、調査をすることによって新たな知見が出てくると、それについて見直すというようなことも行われるわけです。場合によっては立ち止まる、リセットすると。いわゆる可逆性を持ったプロセスを進めるという議論とその認識をぜひ国とNUMOは国民と共有してくださいと、そ

うということが極めて重要であるということを言っています。

それはそこに書かれていますけれども、委員からの意見で、情報を繰り返し確認し、立ち止まる・リセットすることも含めて議論するというようなこと。それから、法律に基づくプロセス、それから地質環境の変化が少ない場所を探すという方針を持って、行っているんだということを丁寧に説明してくださいということをワーキンググループとして申し上げています。

次のスライドをお願いします。それから、次のところですが、同じ審議のまとめですが、委員会の意見として、現地調査を行う場合にリスクの高い地域を積極的に排除するという、すなわち今のままだと全ての地域が概要調査の対象になって、どんどん次のステップに進むというイメージを持つということについての懸念はございました。

一方で、この資料には書いていませんが、先ほど申し上げたように、積極的に調査をして排除しないといけないということを排除しないといけないんだということを言い、そういうための調査というの概要調査段階等々で必要でしょうというような意見もございました。それがその審議のまとめのところに表れているということでございます。

それから、このような説明をしても、なかなかすぐにずっと分かっていただけということでもないという部分もあると思いますので、情報提供の観点からは、様々な検討を、ご準備をいただきたいということも議論をしています。

次のスライドをお願いします。私たちは、地層処分技術に関するワーキンググループの委員として、各学会からのご推薦をいただいた委員の先生方と議論をしてきているわけですが、その先生方は地層処分技術に関する知見を持ってらっしゃいますが、地域の地質に関する知見を十分に持っているかどうかというのはまた別の問題です。そういう観点からは、個別の地域の地質については、地域の地質をよくご存じの専門家の方々の知見を参考にするということはとても重要なので、それについてはNUMOさんとして丁寧にやってくださいということを言っています。今回も幾つか重要なご指摘をいただいているということもございますし、地域の地質の安定性ということについて、やっぱり地域の地質ということをよくご存じの専門性の方々のご意見をいただくということが重要であるということでございます。

次のスライドをお願いします。最後の点でございますが、先ほど申し上げました能登の地震であるとか熊本の地震等々、様々な地球科学的な現象が起こっていて災害が発生しているというのが日本国でございますが、その結果、地球科学は進展しますし、地層処分について考えるべきことも現れるということがあり得ます。そのような最新の知見や議論の結果、考慮すべきことが発生する場合に、それをどのように導入していくのかということについて、国・NUMOさんとしての考え方はぜひ整理をしておいていただきたいということです。地層処分というのは非常に長い期間にわたって行われるプロジェクトである中、やっぱり科学は進展するということがございます。今考えている科学に基づいて議論をしていくということと、新しく知見が得られて、その議論の結果、新しい方向性が出てきた

ときに、それをどのように地層処分というプロジェクトの中に導入していくのかということについては、国・NUMO両者でしっかりとした考え方の整理をしていただきたいということでございます。

最後のページは、今まで申し上げたことの全体のまとめとして書いている文書を取りまとめた最後のまとめのスライドということでございますので、この最後のまとめのページがワーキンググループから小委員会に報告を差し上げるまとめということでございます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

加えまして、ただいまご説明いただきました地層処分に関する声明を踏まえた技術的・専門的観点の審議報告（案）について、地層処分技術ワーキンググループに参考人としてご出席をいただきました、声明の呼びかけ人、お三方から意見書が参っております。

参考資料5でございますが、資源エネルギー庁からご説明を頂戴したいと思います。

○下堀課長

それでは、画面上に参考資料5を投影してありますけれども、委員の皆様もご覧ください。事前に委員の皆様にも送付してありますし、委員の発言時間の確保の観点から4点のみご紹介させていただきます。適宜、資料をご覧ください。

地層処分技術ワーキンググループの審議報告（案）に対する見解ということで、同ワーキンググループにお越しいただいた声明の呼びかけ人、岡村教授、小野教授、赤井教授の名前で提出されたものでございます。第2回から第4回地層処分技術ワーキンググループで声明の内容が審議されました。しかし、技術ワーキンググループの審議では、政府やNUMOに対する反論や各委員との意見交換の機会が十分に与えられず、私たちが提起した根本的な疑義についてほとんど議論が深められなかったことは誠に遺憾である。

以下、政府が提示した報告案に対する見解を述べるということでもございまして、見解は四つありますが、見解の一つ目、10万年間の断層活動に耐え得る地層処分の多重バリアの安全性に関する科学的な検証が確立されていない現段階では、暫定的な地上保管をすべきであるということ、そちら理由はこちらに書いてありますが、適宜ご覧になってください。説明は割愛させていただきます。

それから、見解の2番目、プレート運動による変動が終息した北歐とプレート衝突による地震活動等の変動が発生する日本は地質構造が質的に異なる。北歐の事例は参考にすべきではない、というのが見解の2番目でございます。

それから、見解の3番目、現在の文献調査は、概要調査へ進むための基準が恣意的で偏った解釈になっている。概要調査の不適地を外すスクリーニングが行われていない、という指摘でございます。

それから、見解4でございます。今後、十分な議論が行われるよう補完的措置が必要であり、地層処分技術ワーキンググループの審議は改善が求められる、という趣旨の資料の



見解でございます。

事務局からは以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの徳永委員からのご説明につきまして、ご質問、ご発言を希望される場合については、会場の方はネームプレートを立てていただきまして、リモート参加の方は手を挙げる機能にてご発言の表明をしていただけるよう、お願いをいたします。順次、これから、こちらからご指名をいたします。なお、ご発言時間に関しましては、できる限り多くの方に発言いただきますよう、恐縮でございますが、1人当たり2分程度を目安としてご留意をいただきたいと思っております。時間の目安として2分が経過した段階でベル及びチャットボックスにてお知らせをさせていただきます。よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

それでは、まず寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。徳永先生、ご報告ありがとうございました。この最後のまとめのページに全体が要約されていると思うんですけども、まず一つ目、二つ目のポツのところにある部分ですけども、これはよく言われることですが、特に地層処分に係る空間的スケールと呼ばれる部分、このことについて推進側のご専門の先生方と批判的な先生方のお考えの違いについて、これについては専門的見地から議論をさらに深めていただければと思います。

問題は3ポツ目以降のところでした、処分地選定のプロセス全体の中で、適性の低い地域を間違いなく排除していくということを、やっぱり改めて何らか制度上の担保に伴って明確にしていくことが必要なんじゃないかなと思います。特に、処分地選定のどの段階でどのような基準・観点から不適地の除外が行われるのかというのを、やはり今の時点である程度明確にする必要があるんじゃないかなというふうに感じております。この論点は、今日の資料でご紹介があったワーキングの先生方からのご意見にもあるように、これは技術論に尽きるものというよりは、やっぱり国やNUMOがこちらの小委員会での審議も経た上で考え方を、やはりそろそろ示すべき時期に来ているんじゃないかなと思います。特に次の議題にある玄海町の事例のように、「科学的特性マップ」で適性が低いとされた地域でも調査を行うということに今般なってきていますので、この適地選定の段取りというもの、どういうふうに適切に進められていくのかということが広くステークホルダー、社会から見ると一層分かりにくくなっている部分があるんじゃないかなと思います。ですので、国・NUMOにおかれては、やっぱり改めて文献調査の位置づけですとか、その終了後の地域の判断に係る流れですとか、さらに処分地選定に向けた概要調査以降の地点の絞り込みの考え方ですとか基準、こういった部分を、やはり具体化・明確化していただいて社会に示していくということが非常に強く求められる段階に来ているんじゃないかなと思

います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、織委員、どうぞ。

○織委員

ありがとうございます。声明文を出された専門家の皆さんと一緒にワーキングのほうで議論をなさっていただいたのは非常に開かれたという意味でもよかったと思います。ありがとうございます。

1点、一番論点になるというふうに素人的に考えるのは、やはり長期間地上で保管し続けるリスクと、結局、今ご指摘いただいている地層内のリスク、不確定なところもあるというところの、その意見がかみ合っていないような気がするんですけども、要は長期間、地上で保管し続けることのリスクについてご理解いただいているのか、あるいはそこについて声明を出されている先生方はどういうスタンスで、なお、そのリスクのほうが少ないよりも地層内で変化するリスクのほうが高いというふうにお考えというような形で議論が進んだということなんですか。

○高橋委員長

それでは、後でまとめてお答えいただければと思います。

ほかの先生方はいかがでしょうか。

では、三井田委員、どうぞお願いします。

○三井田委員

三井田です。

徳永委員、説明ありがとうございました。技術的なことはちょっと私も専門家ではないので、そういった専門の方々がいろいろと話してくださっていることは心強いなと思うことと、徳永先生がおっしゃっておられましたけど、門戸が開かれていて、異論を受け止める体制であること。かつ、可逆的というか、場合によって立ち止まったり、知見を参考にしたりということの姿勢を持っていただければ、当然、満場一致で決まる結論が出ればいいですけども、今回の声明のように、どちらか採択されないほうは、やっぱり納得がいかないということは出てくるかも分かりませんが、そうはいつでも、その中で決めていかなきゃいけないと思うので、もめていて満場一致にならないから全部保留ということは、やっぱり物事としてよくないなと思うので、そういった意味では地層処分ワーキングの姿勢やスタンスをご説明いただいたことはすごく心強く思いました。

私の質問は、まとめのところのポツの後ろから一つ上の個別の地域の地質に関しては地域の地質に詳しい専門家の知見を参考にとということなんですけど、その辺がワーキングの先生方のイメージとして、例えば概要に行ったときに、じゃあ、概要調査時にはそういう先生を少しオブザーバー的に加えようかみたいな形で思っているのか、地域ごと

にと言うからには、その総枠をやるワーキングという枠組みの中に入れるというよりは、それぞれの地域で概要調査に入ったときにというイメージで思っていたらいいのかと私は勝手に理解しているんですけど、その辺の見解を分かったら聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、八木委員、お願いいたします。ネットのほうから。

○八木委員

よろしいですか。オンラインから失礼いたします、八木です。

先ほどの寿楽委員と織委員のご発言とも重複するのですが、まず、1番目の地上保管であるか地層処分であるべきかというところは、すぐに答えが一致するものではないものの、ここはもう少し議論を深める必要があります。国民一般もこれは気になるポイントではありますので、もっと世間に説明ができるように状況を整えていただくことが必要かと思っています。

どちらかという、コメントしたいのは後半のほうでして、このあたりを徳永先生はじめ、やっていただいたこのワーキングの取りまとめ、内容として、まだきれいな合意に至っていないということはあると思うんですけども。私は非常に丁寧に議論されたんだなというふうな印象を持っておりまして、むしろここで、その意見書から出てきているようなご質問とか疑問というのは、普通に多分、その地元の方、寿都とか神恵内の方も感じられるようなところも含まれていると思うんですよ。ここで整理された内容というのは、もう少しされると対話の場にフィードバックするなりして、そのリスク管理のあり方というものを安全側に寄せて判断するのか、むしろちゃんと調査を進めていく中で、できるだけ明らかにしていくところで判断するのかというふうなこと、その根元がどう考えられるかというところとも多分つながってくると思いますので、ぜひ、この内容は委員会の審議にとどめず、地域のほうにも戻していただいて、何らかの議論をする際の参考にしていただければと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、村上委員、お願いします。

○村上委員

オンラインから失礼します。

徳永委員、ご説明どうもありがとうございました。ちゃんと理解し切れてなかったかもしれないんですけども、第2回に参考人の皆様に参加していただいてから、4月23日にさらに意見書が出されて以降は、直接ご意見を伺う場は設けられなかったということなの

かというのが質問の一つ目です。

その上で、それも踏まえながら今の結論を出そうとされているわけですが、その文章を多分読まれて、ほとんど議論が深められなかったということを6月11日の文書でまた改めて出されているというのは、ちょっとやはり残念だし、この現象のまま前に進めていくことというのは、地域の方々も不安を持つでしょうし、禍根を残すのではないかなというふうに心配に感じました。先生のご説明の中で、やはり市民にはなかなかすつと分かっていただけのものではないとおっしゃっていましたが、この両者の論争の論点とそれぞれの意見がどうだったのかということ、私自身もすつと分かっているわけではない者として実感を持って感じたんですけれども、今出されている資料自体ももう少し分かりやすく、普通の市民が、私のような市民が読んでも分かるような形に整理していただければいいなと思いました。この資料では、問題提起をされた論点と、それに対して国・NUMOの回答、委員の意見、それから、それらを踏まえたワーキングの結論というのが何枚ものページに分かれて書かれてあるんですけれども、1論点1枚のような形で、どこに差があって、何が違うからこの結果なんだというのが分かるような整理をしていただければありがたいと思いますし、もしそうしていただければ、結論以外のところは声明を出されて参考人として来てくださった先生方も文書としては合意できるのではないかなと思うんです。そういう整理をきっちり積み重ねて記録して立ち戻れるようになるということがこれからの議論に信頼性を足していく工夫というか、そういうものになっていくのではないかなと思いましたので、提案させていただきます。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、高野委員、お願いいたします。

○高野委員

私も村上委員の意見に重複するところが多いかなと思います。声明の審議報告に関して、審議過程に問題があったと私は認識しています。タスクアウトを完了する前に補完的な措置を取ってほしいと思っております。呼びかけ人3人が出席した第2回ワーキンググループ、私も傍聴いたしました。しかし、政府とNUMOの反論に多くの時間が割かれて、委員の発言時間は僅か2分でした。委員と参考人との活発な議論は行われずに終了したと思っております。その後のワーキンググループの議論も低調で、呼びかけ人が提起した問題が十分解消されないまま審議報告が小委員会に提出されたという印象を持っていました。そんな中、呼びかけ人3人から議論が尽くされていないという見解が発表された意味は重いと受け止めています。タスクアウトで望まれていたことは、声明で示された疑問点をできるだけ解消することだったと思います。そのためには呼びかけ人と徹底的に議論することが必須だと思っております。審議報告、これを認めることは一旦保留して、見解が要望しているように、委員と呼びかけ人が十分議論できるようなシンポジウムを開催す

るなど、補完的な措置を取ることを私からも要請したいと思っています。この要望は、北海道の市民社会からも上がっています。前回紹介しましたが、72 の団体で構成される泊原発を再稼働させない、核ごみを持ち込ませない北海道連絡会ももっと議論を尽くしてくれと、再び6月11日に経産省に要請書を送りましたし、経産省も確認しているかなというふうに思っております。そのような北海道民の知る権利をしっかりと充足させることが求められているというふうに考えております。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

ほかに挙手されている方はいらっしゃいませんね。

それでは、すみません、徳永委員、幾つかの質問と、それからご提案を頂戴しましたが、それについて、ご回答いただけますでしょうか。

○徳永委員

それでは、まず私から説明をさせていただいて、実はこのワーキンググループには、小委員会から長谷部委員、吉田委員も参加されていますので、もし追加で私の説明が足りないことがあったら発言をしていただくようお願いさせていただいて、委員長、よろしいでしょうか。

○高橋委員長

はい。

○徳永委員

それでは、まず私から、頂いたご意見、ご質問について回答させていただきます。

寿楽委員がおっしゃっていた、これは私に対する意見かどうか、ちょっとよく分かりませんが、不適地をどのように排除していくかという考え方というのは、それはもう考え方の取り方によると思っていて、最初から積極的に排除していくというやり方をするのか、それとも課題があるということについて認識をし、次の段階でどのような調査することによって、それを排除するという判断をするのかというのは、もうこれは考え方の取り方で、そこは、NUMOさんもしくは国がどのようなスタンスを取るかということだと思います。技術的にはどちらもあり得ると思っています。今の段階では、私の理解は、積極的に排除をして領域を狭めるということよりも、調査を実際に現地に入ってやるということによって、よりよい理解ができるだろうと。その結果としての選定のほうが技術的な合理性が高いものになるというお考えで、NUMOさんは続けていらっしゃるのかなというふうに認識しています。その考え方自体は、僕は技術的には取り得るものだと考えます。ここは考え方なので。

○高橋委員長

では、後のほど。

○徳永委員

あと幾つか、すみません。地上保管と地層処分に関する織先生からのご質問ですけれども、ここは確かに考え方として相入れていないところだと思います。地層処分技術ワーキングの委員としては、国際的にも、なぜ地層処分をやらないといけないかという考え方は、やっぱり地表という環境が持つリスクに関する懸念が技術的には大きいということだと思います。特に地表面が持つ環境の変動の大きさとか、それから人間社会の不安定さとか、そういうものを考えたときに、高レベルの放射性廃棄物、もしくは使用済燃料をそのまま地表に置いておくということに関する技術的な懸念が大きいので地層処分が適切でしょうという考え方を持つ委員が多いという場だということだと思います。

一方で、人間の手の近くに置いておくほうが安心感があるというような考え方はあり得ると思うので、そこはどちらかが正しいということではなく、そこはやっぱり社会としての判断だと思いますし、そこについて、どちらかでないといけないという答えに無理やり持っていくということではないと思っています。地層処分技術ワーキングの委員の多くは、地層処分をするということを通して、社会としての、その放射線に関するリスクは下げられるという考え方を取っていると認識しています。

三井田委員からのご質問で、個別の地域の地質については、個別の地域が決まって、そこで概要調査をするときに、その知見を持っている先生方のご意見を伺って、情報をできるだけ密に取っていくというスタンスを取るのがいいだろうということだと思いますので、おっしゃるように、個別の地点が決まって、その地域の地質に関する理解の度合いの深い方々のご意見を伺うということがいいだろうと認識しています。

村上委員がおっしゃっていた、その後、直接的な意見を聞かれましたかということですが、けれども、おいでいただいたのは1回でございます。おいでいただいたのは1回で、その後には私たちの議論の結果というのは議事録等々で示されていて、この議事録等々に基づいて追加のご意見をいただいている、その追加のご意見をいただいたことに関しても、それをワーキングの中で議論をするということを繰り返し、そういう中で私たちとしては、参考人の方々のおっしゃっていることについては、技術的な観点からは理解をしているという中で、最終的な私どもとしての取りまとめをさせていただいたということでございます。そのプロセスが適切でない可能性があるというご指摘は、そのようなご指摘があり得ると思います。技術的な意見のやり取りとしては、我々としてはやるべきことはやっていると考えています。

資料を分かりやすく整理すべきというのは全くおっしゃるとおりで、特にどのような意見があつて、どのような部分が合意され、どのような部分というのに意見の違いがあつたかというようなことを整理するということがおっしゃるとおり意味があることだと思いますので、そのような点はまた事務局の方々と相談をさせていただきながら進めたいと思います。

最後、高野委員からのご意見がありました。委員の質問の時間が短くて会議の進め方が適切でなかったということについて、私は、あまりそれはそうではないと考えています。

すなわち、おいでいただいたときに、参考人の方には時間を取ってお話をいただき、委員の質問を1分もしくは2分以内でしなさいということで進めましたが、委員の先生が2分近くかかって質問したという事例はほとんどございません。すなわち技術的な観点からは質問の意図はシャープに短く言えるということです。その後、参考人の方々のご発言について、私は十分な配慮をしたとされていて、彼らが話をする時間については制限をすることなく、お話をいただきましたし、事務局が説明している途中で、やや不規則に発言をされたことがございましたが、それについても最後までお話を伺って、その意見も取り入れるということをしていますので、委員の質問の時間が1分ないし2分しかなかったということをもって会議の進め方が適切でなかったということについて、私は同意できないということはここで申し上げておきます。

私からの回答は以上です。

○高橋委員長

吉田委員、長谷部委員、何か補足はございますか。

○吉田委員

吉田ですけど、じゃあ、よろしいですか。

○高橋委員長

お願いします。

○吉田委員

今、徳永委員長がワーキンググループのほうで説明されたことに関して特段、詳しく追加するということはありませんが、一応、簡単にポイントだけ私のほうも言いますと、まず、積極的に配置をしていくスタンスということがまとめの中にありましたが、これはこういうスタンスを示すことで、よりNUMOなり、地層処分に関しての地元への信頼性とか、それが醸成されるだろうという、そこら辺の議論があったということです。

もう一つは、あと、地上と地下の議論は、これは白黒の話ではないですけど、継続的にやっぱりずっと議論していくということが重要だろうということが、委員会の中でもそういう認識はあったかなと思っています。

あと、八木委員からのコメントにありました、こういう議論がコミュニケーション、地域コミュニケーションにフィードバックされるべきであろうというのは非常に重要なポイントだと思いますし、それはNUMOにも認識していただければというふうに思っています。

あと、概要調査に向けて、地域に入った場合に専門家、その地域のやっぱり地質をよく知っている人がいますので、そういう方々と、より意見交換を進めていくべきだという意見は私もさせていただいた次第ですが、そういうことをやることによって概要調査の進め方とか、そういったものが地域住民の方にも信頼を得ていくものではないかという意味で議論をさせていただいたと認識しています。

私からは以上です。

○高橋委員長  
長谷部委員。

○長谷部委員  
長谷部です。

私自身としましては、徳永委員、吉田委員のおっしゃったことがそのとおりであるということをお願いしたいのと、一つ、報告の仕方についてのワーキングでの議論を少し紹介できたらと思っております。今回もこのような形での報告となりましたのは、小委員会からのタスクアウトということで、小委員会に報告するためのものとして報告しております。これが例えば声明に対して直接、返信を申し上げるとか、提言に対してというような形であれば、また別の形でのまとめの仕方もあるかなということがワーキングでも議論になっておりましたが、今回は小委員会からのタスクアウトということでこのような形になっております。

また、地域の地質情報、概要調査に進む場所の選択ですとか、そういうことにつきましては、私ども全員、やっぱり地域に詳しい方のご意見は何らかの形で反映できたらということは強く思っております、この点ではご意見を言われた皆様方にもそのようにお伝えしていたと記憶しております。

以上です。

○高橋委員長

では、補足的にエネ庁からどうぞ。

○下堀課長

様々なご意見をありがとうございました。時間もありませんので簡単にコメントしますと、寿楽委員からまずありました、適地選定の絞り込み、段取り、基準等、ありがとうございました。さっき徳永委員からもありましたが、今、現時点の考えとして文献調査時点では、どうしても文献で発見された難しいところ以外は次の概要調査に進むという状況の中でありますけれども、これがやはり仮に次の概要調査に行き、またその次の精密というところになった場合に、非常にたくさん、多くのところがずっとスクリーニングに残ってしまうというのは非常に効率もよくないというふうにも正直考えます。そういった観点では、やはり次の文献だけで得られるところには限界があるというふうに技術ワーキンググループでも議論がありましたし、ボーリング調査などを行うことによって、より分かってくることをもってだんだんに絞られていくことというのは十分にあり得ると思いますので、どういうふうに絞るかで基準は、やはり概要調査段階での評価の考え方というのは改めて専門家の皆さんと議論しながら決めていくものかなというふうに思っております。

それから、たしか三井田委員から、地域の専門家の参加のさせ方、私、事務局としても課題と思っておりますので、こういった形があり得るのかというのはちょっと将来的な課題として受け止めさせていただきます。

それから、村上委員と高野委員のコメントについても、さっき徳永委員からご意見がご



ございましたけれども、事務局として補足すると、まず、声明のお呼びかけ人の方々も文書を事務局のほうに送っていただいたので、それをしっかり委員の皆様にも共有するという形で、また審議会の資料でもこうしてオープンにするということで本日の参考資料もしっかり載せているところがございます。あわせて、その審議会、技術ワーキンググループの委員の意見ですけれども、その発言の時間1分、2分に加えて、メールで追加の意見等を募集して、しっかり意見を聞いたということで議論したというふうに事務局としては思っております。

以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

これまでの議論を踏まえまして、どのように取り扱うという点について。私としては、徳永委員のご説明にありましたように、最初に意見聴取をした上で、あと文書で何回も丁寧に出していただいたものについて審議をかけているという経過がございます。よって必要な検討は技術ワーキングにおいて尽くされたのではないかと受け止めました。したがって、地層処分に関する声明につきましては、本日の地層処分ワーキンググループからの報告と審議をもって取りまとめというふうにしたいと思っております。ただ、ご指摘については引き続きしっかり受け止めて、今後の審議に生かしていただきたいと思っております。

エネ庁・NUMOにおかれましては、本委員会、地層処分ワーキンググループの審議内容を踏まえながら、今後の最終処分政策の検討、国民の理解の促進などを進めていただくようお願いいたします。

なお、追加で提出された意見書につきまして、改めて地層処分ワーキンググループでNUMOの皆様にもご紹介し、必要に応じて議論の結果をご報告いただきたいと思います。

そのような取扱いでよろしいでしょうか。やや不満だと思われる方もいらっしゃると思いますが、このような形で取りまとめをさせていただければありがたいと思っております。

また、文献調査の報告書（案）の技術的・専門的な観点からの検討につきましては、先ほど事務局から説明があったとおり、地層処分ワーキンググループにおいてNUMOの作成する文献調査報告書（案）の修正方針をご確認いただいた上で、次回以降の特定放射性廃棄物小委員会において、報告書原案の評価と修正方針の確認の結果をご報告いただきますよう、本委員会から地層処分ワーキンググループに文献調査報告書（案）の修正方針の確認を追加でタスクアウトさせていただきたいと思っております。これは小委員会にタスクアウトする選択肢しかないと思っております。よろしいでしょうか、そういう方向で。

それでは、ありがとうございます。それでは、事務局におかれましては、本日の議論を踏まえて引き続き取組を進めていただければと思います。

続きまして、二つ目の議題に移りたいと思っております。佐賀県玄海町での文献調査に関する動きにつきまして、資源エネルギー庁からご説明を頂戴したいと思います。

○下堀課長

それでは、資料4を開けてください。スライド1でございます。佐賀県玄海町での文献調査に関する動きのご報告でございます。

本年4月15日、玄海町の町議会の原子力対策特別委員会に請願審査を付託し、26日、町議会が請願を採択したということでございます。そして、5月10日に脇山玄海町長が文献調査の受入れを表明し、6月10日、先週ですけれども、文献調査が開始したという状況でございます。

(1)にこれまでの主な経過を書いています。国としてのアクションでございますけれども、4月17日、町議会に求められて、エネ庁とNUMOの参考人として呼ばれて質疑を行っております。また、町議会での請願採択を受けまして、5月1日に経産省から文献調査の申入れを玄海町に行っています。そして、5月7日には、脇山玄海町長と齋藤経産大臣の面談も行って、大臣からも申入れのお願いをしたというところでございます。

右側の(2)の受入れ表明時の町長のメッセージでございますけれども、玄海町での取組が国民的議論を喚起する一石となり、さらなる候補地の拡大につながる呼び水となることを期待するということでございます。

次のスライド2でございます。「科学的特性マップ」上のお話が論点として挙がっていると承知しておりますので、改めてのスライドでございますけれども、「科学的特性マップ」は、地層処分を行う場所を選ぶ際にどのような科学的特性を考慮する必要があるのか、それらは日本全国にどのように分布しているかを大まかに俯瞰できるよう示すものでございます。

玄海町は全域が「シルバー」ということで、玄海町でも、その全域で均一に鉱物資源、この地域は石炭でございますけれども、その存在が確証されているわけではないというところでございます。ですので、一般論として、「シルバー」の区域の地域において、最終処分地としての適否を判断するには、文献調査をはじめとする段階的な調査が必要であるというふうに考えています。

文献調査では、科学的特性マップ以上に様々なこの地域固有の文献・データを収集して、この対象地区の地層において、その掘削が、経済的に価値が高い鉱物資源の存在に関する記録の有無を確認していくというところであって、しっかりそういった意味での調査をできれば、また、もともと公開されている科学的特性マップの位置づけと、後ろに参考をつけていますけれども、「シルバー」の地域での文献調査を含めているものではないというふうに認識をしております。

私からは以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの資源エネルギー庁からの説明につきまして、ご質問、ご発言を頂戴したいと思います。先ほどと同様に、発言を表明していただけるようお願いいたします。ただ、本議題につきましては、お1人当たり1分程度を目安にご発言を頂戴したいと思います。

す。時間の目安として1分が経過した段階でベル及びチャットボックスによってお知らせをさせていただきます。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

じゃあ、織委員、お願いします。

○織委員

ありがとうございます。意見、コメントというよりか、もうお願いなんですけれども、今回の玄海町の動きというのはこれからの文献調査を考える上で非常に重要な動きだと思ひまして、特に町長のほうが、これからの文献調査の呼び水になるようにというようなご覚悟といいますか、意見表明なされておりますので、一度、ぜひ生の声を町長からお伺いする機会があればなと思ひます。こちらで例えばZ o o mでつなぐですとか、こちらのワーキングでも一度お伺いできればというふうな要望になります。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長

それでは、三井田委員、よろしくお願いいたします。

○三井田委員

三井田です。

私もちょっと意見というかお願いなんですけど、まさに町長のご発言で問題提起の部分の趣が強かったと思うんですけども、これで全国的に何が起きたかという、メディアの方々が私の住んでいる地域も含めて、原子力立地地域ではそういう理解がもともとあるんだから、首長さんどうですかみたいな取材を一斉に、メディアの方々がそれぞれの原子力立地自治体の首長だけに意向を確認するという、局所的な事象で収束したような感じなんですけれども、まさに今説明があった科学的特性マップを多分つくったときも、国民的な議論の醸成をしてほしいという思惑も大きな要素だったと思うんですけど、なかなか無関心地域というか、立地地域、当地の市長とかもそうですけど、一定程度、責任を果たしているのにこれ以上はないという自治体さんが多いという回答だけで終わるということではなくて、せっかくこういった問題提起があったので、その後の展開の在り方とか、先ほど案としておっしゃっておられましたけど、例えば小委に玄海の方をお呼びして意見を聞いて展開を広げるとか、そういったことを含めて、せっかく呼び水になったものを国・NUM Oさんのほうで何か広げる、議論醸成として広げる努力をしていただきたいなというお願いです。

以上です。

○高橋委員長

それでは、寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。

この玄海町なんですけども、基本方針は、安全性を重視した選定が重要という観点から、このマップを有望地の提示の一環として位置づけているわけで、その中で、やっぱりシル

バーで、すなわち適正が低いと考えられるとされた地域で文献調査入りをするということについて、もう既に報道等では、ほかの原子力施設立地地域の長も含む各方面から疑問や当惑の声が上がっていると思います。調査を通して、よりミクロに見極めをしていくとか全国的な議論に一石を投じるというのは、そういう筋道はそれはそれで分かるんですけども、そもそも資源が保存されている地域は、将来世代が探査・試掘等の活動を行ってしまっていて、いわゆる人間侵入シナリオでリスクが高まるということが問題だったはずで、そういう意味では、ミクロに見てどうこうというよりは、全域としてこういうシルバーになっているということは、最初から除外するのが安全確保最優先という観点からはより明快であることは疑いないと思うんですね。それが多くの地域の調査実施そのものを目的化しているように見られるのは、本当に大局観に立って好ましいことなのかということをちょっと伺いたいと思います。

また、こういう地域で調査を行うことは、交付金を通じて地域のご協力に報いることの意味もいや応なく変化させてしまう部分があるので、社会から様々なご意見が出るでしょうし、その中には肯定的ではないものだって出てくるということを私は予期しています。ですので、やっぱりどうしてこのグリーン沿岸部あるいは広くグリーン部分のほかの地域からの、他の地域からの応募ですとか、あるいは、申入れの受諾を待たずに、今般のこの玄海町に申入れをしたのか。地域での議論の結果として、応募をいただいたんなら、それはもちろん基本的にはお引き受けするという事柄なのでしょうけれども、申入れを行ったから、国の側がどういう意図や意義を認めて、申し入れたのかということの説明がなくてはならないので、今日の資料も、玄海町側のお考えは引用されていますけれども、国がどういう考えからこのシルバーのところへ申入れを行ったのかということも、もう一度、ご説明いただきたいと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、高野委員、どうぞ。

○高野委員

この全域がシルバーにもかかわらず、国が調査申入れをしたということに関して、多くの国民が不信感を感じているのではないかと考えております。特性マップで適地を絞り込んで、その上で文献調査でさらに詳細な調査をして、スクリーニングを行うというような科学的な手順になっていないのではないかとこの疑いを持っています。今回の玄海町の事例というのは、科学的な観点からではなく、調査実施地域を増やしたいという政治的な思惑で立地選定を進めていると国民に映ってしまうのではないのでしょうか。

さらに、もう一つ付け加えると、玄海町の住民ですね、住民が一体どのような思いを持っているのかということが全く不明ですので、例えば、住民との懇談会を政府主催でやってしまう、政府との対話ですと萎縮してしまうこともあると思うので、この小委の委員と

住民との懇談会みたいなものも検討していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員長

ありがとうございました。

八木委員、どうぞ、お願いします。

○八木委員

ちょっと簡潔に一つだけ述べたいんですが、今の寿楽委員、高野委員の意見も踏まえてなんですけれども、要は、先ほどの議題の（１）のところの話とちょっとリンクさせて話したいんですけども。今回の件は申入れをされているので、何らかの形でこの文献調査も当然始まっているし、始まっていくんですけども、やはり最初の段階から、議題（１）のときにあった、懸念事項も含めて、町民の方々に広く情報提供なされるべきだと思います。NUMOからの説明ではなくて、エネ庁がちゃんとこういうふうな懸念もある上で、今、審議していて、当然、先ほどのように不適切な地域を積極的に排除するというふうな方向と、むしろ、そうではなくて、できるかぎり排除をせずに調査を丁寧にしていって、できる限り調査をした上で判断するという方向をどういうふうに考えているのかということこそが、最初の段階から、玄海町に含めてご報告がなされることを希望します。

以上です。

○高橋委員長

それでは、徳永委員、お願いします。

○徳永委員

私からは１点だけ技術的な観点ですけども、今日頂いている参考資料の最後のページを見ていただきたいんですけども、実は、この資源の議論というのは、科学的特性マップをつくるときに、相当深刻に議論しました。その結果として、特に、石炭、炭田地域については特にここに書いているように、いわゆる日本炭田図というのは、炭田があるところを全体を色を塗るという形でつくって、そこには資源があり得ますということを言っているという、それは日本全体を同じ粒度で見るという意味でマッピングをしたという。ただ、それには課題があって、課題というか、違う見方があって、その下の天草炭田図という、ちゃんと調査をすると、石炭、資源になり得る石炭というのがその地域の中にどこにあるかということが見えてきます。なので、資源に関する議論をするときに、当然、資源の種類と、それから、地域の特性とそういうものによるんですけども、シルバーであるということ、なぜイエローに塗らなかったかということについては、ぜひ、科学的特性マップをつくる上で、技術の立場から議論したことについて、いま一度、見ておいていただきたいということは、このマップを書いたのに関わった人間として、ぜひ、お願いしたいところでございます。よろしくお願いたします。

○高橋委員長

それでは、鬼沢委員、どうぞ。

○鬼沢委員

ありがとうございます。

今の石炭が地下にあるというのが一律じゃないということが、文献調査で分かるのか。でも、やはり概要調査までしないと分からないのか、その辺りはどうなのかということと、シルバーの地域であれば、文献調査をしていて、ある程度、いろんなことが見えてきたので、本来の期間中でも終了しますということもあり得るのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

一通りご意見を頂戴したと思います。それでは、資源エネルギー庁から、さらには、場合によっては、NUMOからご説明を頂戴したいと思います。

○下堀課長

ありがとうございました。

まず、織委員から町長を呼んではどうかと。先方のご都合もありますし、これまでの審議会での議論とかも踏まえて、ちょっとしっかり引き取らせて検討させてください。そうですね。三井田委員からも同様の議論があったと思います。

寿楽委員からのご意見で、まさにこのマップと、あえてこのシルバーを、今回、国から申入れをして、文献調査に至ったというところの考え方ですけども、もともと科学的特性マップで色づけして、より好ましいところは濃いグリーンのところであるというところで、これまでも対話型の全国の説明会とか、あるいは、昨年度から始めている全国行脚、こういったところもこの濃いグリーンを中心に、今、訪問してやっている、訪問したり、説明会を開催したりしているというところがございますが。他方で、今回、玄海町のほうで議論があつて、そのときに、まず、文献調査でシルバーをどうするかというのは、先ほど資料に基づいて説明したとおりでありますけども、まさに、国民的な議論の呼び水というところで、やはり国としては、現時点で、北海道での二つの自治体での調査から、なかなか北海道だけの議論ではないかというのが、地元の対話の場に私も参加しても、そういった議論もありますし、北海道知事も、これは北海道だけの問題ではないというふうなご発言もされているという状況でございます。そういった観点で、まず、この文献調査を北海道以外での地域でも、ご理解を得られるところに、これがまた完全にこのオレンジとか、火山が明らかにあるとかということだと、また話は違って来るんじゃないかと私は思いますけれども、シルバーというのは、先ほどご説明したような、より文献調査で様々な文献データを収集して、シルバーをよりクリアにする、それが黒なのか、白なのかという意味では、そういった観点では、今回、文献調査をやることの意味はあるだろうというふうに国としては考えて、申入れを行ったというような考えでございます。

それから、高野委員からは、小委の委員と地域の地元の住民の皆様の懇談というお話があったので、どういったことができるのか、ちょっと検討させていただきます。

それから、八木委員からあったエネ庁が地域の皆様にこのシルバーの考え方も含めて、ご説明をというところがあったと思います。4月17日に参考人として呼ばれた際のエネ庁の資料、町議会でのご説明したエネ庁の資料にも同趣旨のスライドを入れて渡して、ご説明をしています。また、それは、ケーブルテレビで、地元の皆様に、2週間ぐらい、朝晩、3時間ぐらいの審議が毎日放映されていたということでもありますが、もちろんそれで十分というわけではなくて、引き続き、地域の皆様のご理解を得られるような取組というのをしっかりNUMOと連携してやっていきたいというふうに思っております。

それから、鬼沢委員からありましたね。文献調査でシルバーがどこまで分かるかというのは、すみません、これはむしろ専門家のNUMOから補足してもらえばと思いますが、これ、マップのときには、あくまで使える全国データで、今、これをこういうふうに色づけしていますので、地域の固有の文献というのは当然あると思っていますので、一定程度は、これはもっとクリアになっていくものと思っていますが、当然、それで、いや、この地域にはもう大量に石炭があつて、将来世代が掘り起こすかもしれないというふうに本当に分かった場合には、それは終了することもあり得るというふうに事務局としては思っています。

必要に応じて、NUMOから補足いただければと。

○高橋委員長

では、NUMOの方、補足でご説明頂戴します。

○兵藤技術部部长

最後の鬼沢委員からのご質問に対してですけれども、例えば、数値上の例ですと、実際に、個別の鉱山ごとの文献がありまして、それを調べましたが、寿都鉱山というのは比較的まだ残っているというような評価をしましたが、深さ的には300メートルよりも深いところ、そこまでは確認できなかったと。ですので、場所によって、文献は、当然、ああいふ全国の炭田図があるわけですから、個別の文献はあると思いますが、どこまでできるかは、地域によってまた違いが出てくると思います。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、資源エネルギー庁及びNUMOにおかれましては、委員からいただいたご指摘を踏まえながら、マップの性格とかをしっかりと理解していただく。これは、玄海町に限らず、重要なことだと思いますので、そういう方向で、玄海町での文献調査を含めて、作業を進めていただければありがたいと思います。

それでは、続きまして、三つ目の議題に移りたいと思います。まず、前回、対話活動の振り返りを議論した際に、委員の皆様から寄せられた意見について及び高野委員から寄せられた寿都町での対話の場についての意見書についても、NUMOから、まず、ご回答を頂戴したいと思います。その後におきまして、対話活動の振り返りについて、ご説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

## ○植田理事

それでは、まず、前回の小委でご質問いただいた内容にお答えしていなかったところに関して、お答えを申し上げさせていただきたいと思います。資料のほう、申し訳ありません、資料6のまとめについてをご覧いただきたいんですが、ページをおめくりいただきまして、3ページをご覧いただきたいと思います。

四つのご質問に対しまして、お答えを申し上げさせていただきたいと思います。

まず最初に、村上委員だと思えますが、地域で広くアンケートを実施した上で、インタビューを受けてくれる人を募る方法。ここに関しまして、検討状況はということと、今後はどうするのかということなんですが、今回の対話を行う場におきまして、まずは、経験、教訓をまとめるということを考えて、対話の場への参加経験のある方を中心に選ばせていただいたということになってまいります。今後ということに関しましては、また検討のほうを進めさせていただきたいなというふうに思っております。

二つ目でございます。寿都町の対話の場において、一部、テーマが取り上げられなかった、慎重な意見を持つ専門家の意見を聞きたいといった声の実現できていないということでございます。こちらにつきまして、対話の場のテーマについてなんでございますが、こちらは、対話の場を運営する関係者また出席者との調整が必要になってくるということで、今後の開催について、こういった案件、テーマについても含めて、皆様と相談しながら、引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

三つ目でございます。寿都町のインタビュー対象者において、旧会員・退会会員で引き受けてくださったのは、7名のうち1名のみであったと。NUMOとしての理由、背景をどう考えるかというところでございますが、それぞれお伺いできる範囲で聞き取りした内容としては、個別に仕事が忙しい等々の理由があって、引き受けてくださらなかったというのはあるんですが、基本的には、私ども、NUMOとして、地元住民の方々とのコミュニケーションが不足していたんだというふうに思っております。ここは、しっかり反省して、次に生かしていきたいというふうに思っております。

四つ目でございます。逐語記録の読み解きでございますが、客観性という観点では、陪席されなかった回を見ていただくほうがよかったのではないかと。また、一人の聞き取りに対して、一人読み解きになっているんだけど、これは多くの方に読み解きを実施すべきではないのかというご質問でございました。こちらにつきましては、ご指摘を受けまして、前回の小委後に、陪席されなかった回について、2回目の読み解きを依頼、実施しているといったような状況でございます。

以上が、前回、ご質問にお答えしていなかったものだったかと思っております。

続きまして、すみません、資料を戻らせていただきます。資料5のほうに移っていただければと思っております。ちょっとお待ちください。

高野委員からの意見書に関する回答でございます。こちらにつきましては、1ページ目の中段以降から、それぞれ各項目ごとにお答えのほうをさせていただいています。お答



えさせていただきます。この内容をご覧くださいますと、NUMOはこういうことをやったよ、こういうふうになりましたという、ある意味で、事実関係だけをお答えしているような形になっております。中身については、ご覧いただければとは思いますが、まずは、今回の振り返りに関しましては、上段のほうにも書いてありますように、まず、ご協力いただいた方々に皆さん感謝を申し上げたいというところもあるんですが、それ以上に、私どもとして、インタビューをさせていただいた方々に関して、配慮が不十分であったのではないかという認識を強めております。ここに関しては、どういう形で、私どもがしっかりとというか、こういうふうにやりましたと言っても、きちっとご納得、ご同意されていなかったのではないかと。これは、私どもがひとえに寄り添い方がまずかったんじゃないかというふうに思っております。この点につきましては、今後、改善を図りながら、取組をしていきたいと思っておりますし、今般、ご意見をいただいた後も修正をしていたところでございます。今後、ほかの地域での取組にも最大限に生かすように検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、誠に恐縮でございますが、また資料6のほうにお戻りをいただければと思います。今回、ご報告させていただく資料7と資料8でございますけれども、こちらのほうは膨大にございまして、こちらをご説明してまいりますと、皆様との議論の時間がなくなりますので、この資料6のほうに記載している内容で、ご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

ページをおめくりいただきたいと思っております。2ページのほうに書いてございますが、こちら、現在の立ち位置でございますが、前回は地域の声の読み解きからインタビュー要約、中間的なまとめを行って、今回、読み解き2回目で、本日、助言・アドバイスをいただくというような形で進んできてございます。

次のページでございますが、先ほど述べさせていただいたとおりですので、割愛させていただきます。

続きまして、報告書の取りまとめに関する主なご意見、これまでご意見いただいた内容につきまして、こちらに記載してございまして、こちらは主にしっかりと踏まえながらつくらせていただいていると。具体的には、黒字でも書いてございますが、どういったところかできたのかというようなところもしっかり入れていくということ、課題をしっかりと整理して、それをハイライトを当てたまとめにしていきたいと思いますということ、また、次の地点に生かすということで、今後の複数地点で展開することにつなげてできるようなまとめ方、これを意識するという、また、今回、インタビューさせていただいた51名の方々の、内容もそうですが、選出方法であるとか、経緯等も入れていきます。制度設計及び形式の多様性ということで、これはご意見が多かったところでございます。ミニ・パブリックス等々、いろいろ検討をしっかりとしながら、第三者機関ということも視野に入れていきたいと思います。留意事項を超えた骨格、ひな形、ここに関しては、報告書、留意事項ではなく、踏み込んで具体策の提案もしっかりと提示するという。最後に、海外との比

較、その他ということでございます。

次のページに行っていただければと思います。前回の小委以降の取組といたしまして、これも先ほどと重複してしまいますけれども、①から⑤まででございます。2回目の逐語記録の読み解きを依頼しまして、2回分も含めて、再度、多様なお声を課題として抽出、厚みを持たせたということでございます。また、そこから第三者専門家7名の面会を通じた助言・アドバイス、こういったものをいただいております。課題ベースでの留意事項を整理したまとめを取りまとめということ。先ほどご説明させていただきました高野委員の意見書に対する対応、お答えということでございます。

次、ページをおめくりいただきまして、6ページでございます。まとめの構成や考え方でございます。左手の項目としまして、まず最初に、考え方でございます。対話の場の設置の際に、検討段階から留意すべき事項を整理していくということ、また、想定される読み手、これはもう自治体の担当者の方々を想定しております。得られた知見、インタビュー等で得られた知見を主要な9項目、こちらに分けて整理してございます。留意事項でございます。設置に向けた三つのステップそれぞれに対して、ガイドとなる進め方を記載しつつ、各項目ごとに3～5点の留意事項を整理しております。新たな提案でございます。ここにつきましては、対話の場の目的、必要性、誰と誰の対話なのかということ新たに明示しつつ、これは一つの例としてでございますが、三つのタイプのひな形を今回記載させていただきます。最後に、取りまとめでございます。

次のページをお願いいたします。次のページに第三者専門家助言・アドバイスということで、7名の方にアドバイス等をいただいております。それぞれ記載してございますが、内容のほうは割愛をさせていただきたいと思っております。またご覧いただければと思います。

10 ページをお願いいたします。まとめの章立てということでございます。先ほどご説明させていただきましたポイント等を含めて、太字で書いてございます2. 2. 設置の目的や対話の必要性、これを2のほうで記載してございます。3ポツ以降で得られた知見、4. 3で基本となるひな形、タイプA、タイプB、タイプCと三つ挙げさせていただいております。残りで、5ポツ、対話の場の準備と運営、また、6ポツで地域の皆様とのつながりというふうな章立てをしております。

ページをおめくりいただきたいと思っております。設置の目的は対話の必要性でございます。設置の目的、そもそも対話とは何かというところを、下の基本方針を踏まえつつ、明示してございます。設置の目的、地域のお一人お一人が自分の意見にたどり着いていただくために、対話を重ねていくということでございます。また、対話というのは、専門家の質疑や意見交換、あるいは、地域や家庭等での様々なやり取りを通じて、様々な意見を出していただき、自らの考えを深めていただくということでございます。

次のページをお願いいたします。12 ページに得られた知見ということで、先ほどご説明させていただきました9項目、こちらを挙げさせていただいております。対話の場の設置と住民の方々の理解や納得感の得られるプロセス、会則・ルールを設置及び目的の明確化と

共有、ファシリテーターによる進行と運営の中立性の確保、プライバシーに配慮した話しやすい環境づくりと場の透明性の両立、多面的な情報提供、公募や傍聴による多様な住民の方々の参加機会、分かりやすい表現と周辺自治体を含む場に参加していない方々への周知や広がり、一般住民の方の勉強や視察・見学の機会の拡大、国・自治体・NUMOの積極的な関与。この九つに項目立てしまして、整理をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。最後になりますが、基本となるひな形として、こちらに三つのタイプを記載させていただきます。タイプAでございますが、組織団体の代表と住民公募で構成するハイブリッド型ということで、参加者のところでございますが、組織・団体・地区等の代表・公募による住民の方々というような形で、あらゆる方々に参加いただくというものでございます。タイプBです。住民参加提言を目指す無作為抽出型ということで、これも参加者のところが無作為抽出で、様々な方に集まっていただいて意見交換をしていただくということでございます。タイプCです。誰でも参加できる自由参加型ということで、まさしくこれは自由に参加いただくということでございます。こういった形で、タイプ別をお示しした上で、恐らくこの三つに当てはまらないものもあるかと思えます。それは、今後、対話を行う場が設置される地域のその特性であったり、住民の皆様方のお考え等をお聞きしながら、このタイプの三つに縛られないような形で進めていければというふうに思っていますが、まずは、ここに例示として記載させていただきました。

すみません。次のページ以降は、基本的な検討に向けた留意事項として、それぞれインタビューの結果、読み解き2回目でも抽出したものを赤字で記載しております。このほうはまたご覧いただければと思います。

以上で報告のほうをさせていただきたいと思えます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

加えまして、前回の本小委員会で議論した対話活動の振り返りにつきまして、寿都町民の方から意見書をご提出いただいております。参考資料6について、資源エネルギー庁からご説明を頂戴したいと思います。

○下堀課長

参考資料6をご覧ください。こちらも、事前に委員の皆様へに配付しているものでございます。かいつまんでご紹介をしたいと思います。

対話の場振り返りと称するインタビューを受けたということなのですが、前回の小委員会ではユーチューブ放映を拝見して、その内容に大きな失望と怒りを覚え、この意見書を提出します。各委員は事前に資料を読み込んで委員会に臨まれているであろうということは、私たちでも承知できます。にもかかわらず、議題の説明に会議時間の半分を費やし、各委員の発言は1分以内、2分以内と制限を設ける運営は、私たちの日常生活の貴重な時間を提供した中での意見などを真剣に取り上げ、改善検討する認識はおありなのでしょうか。

それから、次の段落ですけれども、この聴取に対し、インタビューですね、この聴取に対し我々に寄り添うような発言は一秒たりとも伺うことができなかつたのは聞き逃しでしょうか。法律が制定され20年たって我が国で初めてとなる処分地選定調査が行われる国の重要な施策が、「我が国で初めて」となるような運営内容となるよう強く要望します。

それから、前回の小委員会の資料3で説明のあった「若年層向け理解活動、広報事業の強化」です。3人の委員の方の「発表がすばらしかった」とする評価の発言を聞き、正直、耳を疑いました。商業稼動された原子力発電所からの行き先のない廃棄物（TRUを含む）の処理方法には賛否が存在するわけで、学問の場合は基本的な考えをしっかりと教えるべきです。純粋な学問の場合に国の政策の都合を持ち込み利用することは、あってはならないことと強く危惧するものです。委員の皆様の議論の先には国の理不尽な原子力政策と、法律の隙を突く首長の執行権で先人が長年かけて築き上げてきた文化や人間関係を壊された住民が存在していることを今一度お考えくださり、地域住民の人権配慮や確立された科学的知見に基づいた議論をしていただけますよう切にお願いします。

以上ということですが、事務局から遅ればせながらということで、コメントしますけれども、このような観点で、前回の審議で事務局として感謝の気持ちというか、言葉が不足していたことをおわびしたいと思います。文献調査を受け入れていただいた地域の皆様には、心から感謝を申し上げたいと思いますし、また、この対話の場の振り返りにおきましても、大変お忙しいところ、ご協力いただきまして、そこの点についても、重ねて事務局としても感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、NUMOからのご回答、ご説明につきまして、ご質問、ご発言を希望される場合については表明していただければありがたいと思います。

なお、ご発言につきましては、できる限り多くの方に発言いただきたいと思います。恐縮でございますが、お1人当たり3分程度ということで、ご発言を頂戴したいと思います。目安としましては、3分が経過した段階で、ベル及びチャットボックスにてお知らせを申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、いかがでしょうか。

長谷部委員、どうぞ、お願いします。

○長谷部委員

長谷部です。

ご説明ありがとうございました。そして、私自身、この振り返りの作業というものが、てっきりNUMOさん自身の取組を改善するために行っているとずっと何か思っていたのですけれども、最終的に、今、資料7として出しているものを拝見すると、あと、この資料6にも、6かな、5かな。にもありましたけれども、自治体の方に読んでい

ただくようなものをご準備されているということで、ちょっと目からうろここというか、そのためにやっていたんだと、自分がずっとぼうっと不見識だったことをちょっと恥じるわけですけども、そう考えますと、やはり参加されていない方のご意見や、先ほど意見書を出した方、皆さんのご意見をどんどん取り入れて提案などを行わないと、なかなか自治体の方が企画をするときに、そういう方たちのご意見が反映されていないとなると、自治体の方もちょっと不安に思うんじゃないかと思ひまして、広く、もう少し参加しなかった方のご意見を拾えなかったのはちょっと残念だったんじゃないかなと思っております。

また、この対話の場の意義づけをここで改めて拝見しますと、やはり先ほど技術ワーキングで議論しました声明や提案に対する議論というのも、対話の場にもう一度下ろして議論してもらい、議論してもらいというか、私たちの議論を知っていただくというのも非常に重要なんじゃないかなと思ひ、お伺いしておりました。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、寿楽委員、お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。こちらの議題にコメントする前に、やはり前のちょっとマップの解釈が私は納得がいなくて、イエローとシルバーは好ましくない特性があると推定されるというのは、今日のこの資料4の3ページでも、太い線で囲って、同じにしていたはずなんであって、徳永先生や事務局からあった筋道は、それはそれで理解はしますけれども、これをやっぱり一般の方も分かるように明確にするというときに、黄色とシルバーは同じように向いていないということで整理をして、ここまで来ているはずなので、今からその解釈を弾力化させていくというのは、信頼とか安全重視のことをはっきりさせるという意味では、私はちょっと賛成できかねます。

その上で、こちらの議題ですけれども、今回のこのNUMOの資料で、振り返りで得た教訓を踏まえて、ひな形という形で、北海道の二つの町村で行われたのとは異なる形態の対話の場の在り方も並べて提示いただいたことは、私は前向きに評価しています。また、この対話の場の在り方は、政策制度上も細かい指定は本来なくて、地域の実情や希望に応じて、このひな形からもさらにアレンジされるし、多様な在り方があるというのも明記されているのも、これも非常に肯定的に受け止めています。

ただ、やはり、その前段として、実際、地域の皆さんにご協力、ご負担をいただいて行われた聞き取り調査において、調査倫理上の問題があったということと、資料5の回答書においても、なお、十分誠実とは言えないというのは大変残念に思っています。こうした調査を行うときには、いわゆるインフォームドコンセントの考え方というのがあるというのが基本的な原則なのであって、今回のこの文書にある課題を認識して改善しなが

ら進めてきたというのは、事実関係の振り返りとしては、それはそうなのでしょうけれども、やはり結果的に疑義が呈された以上は、努力をしたということをもって回答になるとはちょっと思われたい。寄り添いが不足したという、さっきお話もありましたが、これは、ちょっと倫理違反に対する反省、総括としては、いかにも認識が不足した不誠実なもののように映ってしまうと思う。やはり認めるべき非は明確にお認めになって、陳謝の意を示された上で、今後の改善のお話をされるのがいいんじゃないかなというふうに思っております。

本来、こういうものは、話が違うということであれば、調査への同意の撤回の有無ということも含めて、当事者の方にもう一回ご説明するというのも、検討の範囲に入るぐらいのことだと思うので、やはり、皆さん、いろんなご負担ある中で、あえてご協力くださったということを確認して、この回答書はより誠実なものに改めていただけたらいいんじゃないかなと思っております。

それから、先ほどのこの留意事項案は、私は繰り返しますが、肯定的に評価はしていますが、すけれども、やはり、この内容を踏まえて、今後、実際に多様なよりよい対話の場の在り方、信頼を得るようなやり方というのを、今後のNUMOの事業の中で実際に現実のものとしていただくというのが、今回、様々、ご負担、ご迷惑をおかけしたことに対しても、せめて報いることになるのではないかなと思っておりますので、くれぐれもしっかりお願いしたいと思っております。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

では、高野委員、どうぞ。

○高野委員

まず、私の意見書に対するNUMOの回答に簡単に触れます。聞き取り役、三つの選択肢を事前に示すという小委の決定事項に違反した事例があったにもかかわらず、反省や謝罪の言葉がありません。NUMOは、小委の決定を何だと思っているのでしょうか。それ以外に、私が指摘した点を認めていない回答もありますけれども、誰に聞いて事実確認したのでしょうか。私は、住民から直接証言を得ています。そして、少なくともNUMOから私に連絡はありませんでした。どのように事実確認したのか、本当に不明ですし、回答内容に強い疑問と不信感を感じます。

次の点に移ります。留意事項や課題の抽出はいいんですけれども、それだけではなくて、基本方針と五つの運営のポイントに従って、両町村の対話の場がしっかりと運営できていたのか、第三者専門家の意見も聞くべきではないかと思えます。特に、寿都町では、地層処分に懐疑的な専門家の意見も聞きたいとの住民の要望が当初からずっとあったにもかかわらず、NUMOは実現しませんでした。これは、基本方針にある専門家等からの多様な

意見や情報提供の確保という規定に明確に違反していると思います。NUMOは、課題として受け止めている、今後検討すると述べています。今さらNUMOは何を言っているのでしょうか。私は、不公正な対話の運営の原因究明のために、NUMOへの意見聴取が必要だということは、これまで何度も主張してきました、提案してきました。しかし、1週間前の事前レクでは、NUMOはこれを拒否しました。私は、委員として、NUMOのこの対話の場の運営責任を放置することを許すことはできません。NUMOが、今後、寿都町民の信頼を得たいならば、いま一度、私の提案を検討していただきたいと思います。

その他、留意事項を羅列していますが、もっと踏み込んで遵守しなければならないガイドラインの作成ですとか、あるいは、そのガイドラインを守っているのか、チェックする機関の設置、違反したときの対処方法、そういうことも検討すべきではないでしょうか。それらを議論するには、やはり各委員が3分でコメントするというのは不十分だと思います。事実、聞き取り調査を受けた寿都町民からの意見書には、小委員会の不十分な審議に対する失望と怒りが表明されています。今回も、100 ページ、合わせれば 100 ページを超える膨大な量ですし、重要な訂正、修正も加わった資料がたった数時間前に提供されました。これをたった3分のコメントで済みますのでしょうか。小委の委員と第三者専門家が十分議論できるような公開の審議の場を別途用意する必要があると思います。それが委員会として寿都和神恵内住民への説明責任を果たすことにつながると思います。

併せて、最後に、寿都町民からのこの意見書について、高橋委員長がこの小委の運営をつかさどる立場としてどう感じたのか、見解をお伺いしたいと思います。

○高橋委員長

ほかの方はいかがでしょう。

三井田委員、どうぞ。織委員もどうぞ。三井田委員、織委員の順で。

○三井田委員

三井田です。

NUMOさんのこのまとめ案ももちろん拝見させていただいたのもそうなんですが、この声明を出された小委員会宛ての意見書というか、も拝見した上で、私も委員になってそんなにまだ年数がたっているわけじゃないんですが、対話の場が立ち上がったときの経緯とかも含めて、本当に住民、もしくは、住民を代表する、つかさどる人たちを全く無視して、エネ庁とNUMOが一方的な姿勢でやったのかどうかという、そもそものプロセスがどのぐらい健全だったのかなって私は分からないんですけど、それがある程度健全であったら、完璧とは言わないですけど、もちろん文句のある方もいらっしゃるでしょうし、残念だとかと言われるのもまた一つの意見ではあるとは思んですけど、別に否定するわけではないんですが、じゃあ、どのぐらい、出された方々を含めて、これは多分寿都だと思うんですけど、寿都のそもそも対話の場自体、もしくは、寿都町民とかがもう対話の場自体に本当に否定的で、もう何か勝手に賛同者だけ集めて、NUMOがアリバイづくりでやっているんだというレベルなのか。その辺は、一応、ちょっと冷静に、これはNUMOさ

んがというと、NUMOさんは当事者ですから、その監督するエネ庁がちょっときちんと事実確認はしていただきたいなと思うんですね。

もちろん、この否定的なご意見も含めて、この小委も、いろんな会もそうですけど、全部ベクトルが合っている人が委員としてなっているのは健全ではないと思うので、異なる意見に対しての門戸を開くべきだと私も思いますし、私、専門家じゃないのに、この中に入れていただいたのも、多分、地域住民で話し合う会議に出ているからという理由で、この小委に私はいると思っているので、決して住民の方々をないがしろにしているわけでは、もちろん私も住民の一人でも、対話の場の当事者ではありませんけど、原子力立地地域の住民ではあるので、ちょっと先ほどワーキングのほうもそうですけれども、もちろん異なる意見の方もいらっしゃいますし、それを聞く耳を持つことは大事だとは思いますが、じゃあ、それがどのぐらいの、何というか、割合でとか、いろんなことをもちろん傾聴する姿勢はあるものの、冷静にデータとか、言い分は判断すべきだと思うので、誰しもが何か一人の思惑や、1人の思うとおりに会とか運営とか組織とかって成り立つものじゃそもそもないと思うので、ちょっと答えにならないとは思いますが、私としては、これがこのお申出の方々のものも、もちろん聞くべき意見だとは思いますが、どのぐらいの割合の住民の声かというのを、NUMOでなくて、エネ庁が、本当に寿都の方々がもう声を大にして、一部の対話の場の委員以外はもう非常に冷め切った目で怒りまくっているんだということなのかどうなのかということは、ちょっと調べていただきたいなと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、織委員、どうぞ。

○織委員

ありがとうございます。

私も、資料6を読んで、前回のアンケート結果と大分ニュアンスが違うので、ちょっと驚いているところでもあります。今、ご発言あったように、相場観というか、全体の雰囲気みたいな、現場にいないと分からないことが多々あって、文章だけ見ていくと、やはりちょっと冷静な判断ができないところもあるので、その辺の相場観は教えていただきたいなというところがあります。

それと、このNUMOの案のところなんですけど、私も、村上委員でしたでしょうか、徳永委員でしたでしょうか、おっしゃっていたように、この目的が何なのか、何のためにこの留意事項をつくっているのかというのがいま一つ分かっていなかったというのか、これが今後これから設置する自治体への参考となるガイドライン的なものであるとするなら、それにしてもちょっと足りないなという気がするんですね。今回、事例研究としては、皆さん、寿都にしても、神恵内にしても非常に長い時間をかけてやっていただいたことをきちっと記録として残して、その意味合いが何なのか、どうであったかということ进行分析す



るということはすごく重要なことだと思っています。ただ、得られた知見を一般化していく上の分析としては、もう少しきちっと分析がなされるべきなんではないかというふうに思います。

これは、例えば、ひな形として、タイプCが、A、B、Cがありますというだけだと、何の意味もないんですよ。このAがどういうところに適用できるのか。どういうメリットがあって、どういう場面だったらAが効くのか、これをこの寿都町の事例でこういところから分かったという事例研究との関連性がない以上、このA、B、Cを並べているだけでは何の意味もないし、その後の自治体に役に立つとも思えないので、ここのところのこの案というか、留意事項という、これが何を目的として何がやりたいのかというのが、私はこれを見ているだけではよく分からないんですね。

ですから、事例として、きちっと正確に残しておきたい。これは、すごく経験として散逸してはならないし、その後、丁寧なインタビューなんかも行いながら、その意味をやっいていこうということは、これはすごく重要だと思います。ただ、それが留意事項ガイドラインとして、一般化されていくとしてはちょっと荒いなという印象を受けています。

以上です。

○高橋委員長

それでは、八木委員ですかね、八木委員、お願いします。

○八木委員

全体を通して、今の織委員の意見ともちょっと重複するんですけども。NUMOが自分たちが主語としてしゃべっているような形をしつつ、でも、中立であるかのように書かれていて、何か全体が揺らいでいる感じがするんですね。そもそも戻って、対話の場を設置するのは、NUMOが主導的にするものではないはずなのに、NUMOが関わる、強く関わるのが前提の留意事項になってしまっている。NUMOは要は、呼ばれたときに説明をする役というふうなオプションもあるはずなのに、NUMOありきであるような、でも、主語がNUMOが何をしますにもなっていないようなそういう揺らぎがある。これは誰に向けて何をというふうなところの疑問を私自身も感じるところです。もう少し整理が必要だと思います。そもそもお考えいただきたいのは、NUMOは地域住民との対話の相手ですか。対話の相手であるのであれば、NUMOは地層処分事業から、要は、ネガティブな方向に行くという選択肢も取り得るんですかというのと、そうではないと思うんですね。私は、NUMOは対話の場を運営するお手伝いをしたり、要望に応じて事務局をすることはあっても、地域住民の方の対話の相手として、自分たちの意見を対話の結果変えるのではなくて、むしろ、地層処分事業の在り方を説明したり、自分たちは安全だと考えている根拠を言う人たちなので、そこも含めて、ちょっとNUMOの立ち位置が読みにくいような報告書になっているというふうに感じました。それが大筋のところですよ。

細かいところでいくと、2点あって、一つはひな形のところなんですけれども、まさにこのひな形は一つの、ひな形ではなくて、取り得る可能性を三つほど並べましたという意

味でのひな形ではあると思うんですが。例えば、タイプBの無作為抽出型みたいなものは、相当、地域の、例えば、人口サイズですとか、もしくはどの段階でこれを取り入れるかによって、適さない場合があるので、これをフラットのひな形として置いておくことはちょっと不適切で、やっぱり、ここに説明が必要ではないかと思います。留意事項が必要だと思います。

もう一つは、今、いろいろ意見を言ってきたんですけども、この取りまとめ案というのがここで取りまとめて、おしまい、これで完結というものではなくて、この先、いろいろな形に対話活動を続けていったら、多分、新しい地点が出るとか、この先、寿都、神恵内についても追加するべき要素というのが含まれてくると思うので、これをベースにして、常に改定するべき、留意事項として、NUMOとして持たれるのがよいのじゃないかというふうに考えます。

あと、最後に申し述べておきたいこととしては、高野委員の意見書への対応もそうなんですけれども、やっぱり声を上げて、要は、異を唱えられているのは、特に寿都においては、寿都の対話の場でご自身たちの意見を聞いてもらえなかったとっていらっしゃる方々だと思うんですね。やはり、そうすると、そういった方々の声というものにどう向き合うかというのがすごく大事なことだと思うので、それも含めて、改めてご検討いただければと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、村上委員、お願いします。

○村上委員

ありがとうございます。

まず、インタビューに対応してくださった皆様から残念だったという意見書をいただきましたこと、自分自身も感謝の意を示せていなかったのかなと反省して、おわびしたいと思います。

それから、三井田委員がおっしゃった異なる意見にどれぐらい耳を傾けてきたのかという問いなんですけれども、この寿都に関してどうのというのは、やはり関係者の方からお教えいただかないと分からない、私には分からないんですが、もう一つ言えるのは、地層処分なり、原子力関連の政策を進めていく上での大きな大きな負の遺産として、原子力行政は、長い間、この異を唱える方々の意見をないがしろにしてきたという歴史があると思っていて、そこに不信感が積み上がってしまっていて、政策を進めるためにも非常に難しさが伴ってきているということはあるのではないかと思います。

ですので、私は、高レベル放射性廃棄物の処分地を決めていくというプロセスに対話の場という住民の皆様の見解形成を支えるような取組が位置づけられたことはすごく大切なことだと思いますし、その中できちんと、異を唱える、反論、反対の見解をお持ちの方々

の意見だったり、もしくは、それをより詳しくそのことが説明できる専門家の方々だったり、その方々の意見も丁寧にかがいがいながら、地域の中で話し合いを進めていくという、そういう場がちゃんと位置づけられているということに希望を持っています。なので、この対話の場がもっとうまく運営されるようなガイドラインというようなものを、ぜひ、つくってほしいと申し上げたのは、そのような気持ちもあってのことだということです。こんなものがいきなり出てきて、こういうのをつくるのでしたっけ？という委員のご意見もあったんですけど、私自身はずっとこういうのをつかってほしいと申し上げてきたものとして、この資料7がつくられたことというのは、すごくうれしいですし、感謝申し上げたいと思います。短時間で大変な作業だったと思います。

この資料7について、もう少しだけ意見を申し上げたいんですけども、事前に申し上げた意見も積極的に取り入れていただいて、改善していただけたと思っております。残された課題として、13 ページに幾つかのひな形が示されていますが、タイプCというのは、AやBの補完的な役割ではないかと思しますので、Cだけの単独であり得るのかどうかというのは、若干、疑問が残るところです。もう少し、継続した対話の中で理解が深まっていく、そんなところを対話の場としてはイメージしているということをお伝えしたいと思います。

それから、15 ページのタイプBのところに書かれてあるんですけども、場の設置のところにゴールとして「提案をまとめる」というアイデアがあります。これはすごくよい提案だと思うんですけども、必ずしもこのタイプBだけにセットしてあるものではなくて、Aでも可能なのではないかなというふうに思っていますので、アウトプットは、この設置の形態のところではなく、別立て、どこにというのはちょっとすぐには分からないんですが、別立てでこういうアウトプットをつくっていくことが、地域の中で合意形成を進めていく土台となる個人個人の意見を形成していくことに資するのではないかなというような記載があるといいのではないかと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、NUMOからご回答いただき、必要な部分については、資源エネルギー庁からご回答いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○植田理事

様々なご意見等をいただきまして、本当にありがとうございました。

まず、長谷部委員からお話がありました、これは皆さんおっしゃっていたことですが、広く意見を取り入れるべきだよねということ、ここに関して、そもそも対話の場の位置づけ等をしっかり見直ししていきながら、幅広く意見を皆様方から聞いていくという、そういうことをしっかりと模索していきたいというふうに思っております。

寿楽委員からもお話がございました、まさしくインフォームドコンセント、非常におつ

しゃるとおりだと思います。その中で、前提として認めるべきところは認めなきやいけないんじゃないかと。ここ、すみません、今、私がすみませんというところではなくて、しっかり組織として考えていきたいというふうに思っております。改めるべきところは改めていきたいというふうに思っております。

高野委員からのお話でございましたが、反省と謝罪ができていないよねという、そういう中で、どういうふうにNUMOとして聞き取りをしたんだと。ここについては、私どもとしては、もう一度、意見書を頂いてから、アンケートにお答えいただいた方にお話を聞いたところではあるんですけども、ただ、とはいえ、先ほどのお話と一緒にございます。私どもがこうやって聞いたよねということが、必ずしもお答えいただいた方の本意だったかどうかというのが、やっぱり我々不足していたんじゃないかなというふうに思っております。ここに関しては、いま一度、課題と受け止めて、しっかり考えていきたいと思いません。

それと、原因究明というお話でございますが、こちらに関しては、この小委の中でそれをやるのがいいのかどうなのかというところもありますので、またこれは別途検討させていただければというふうに思っております。

それと、三井田委員からのお話だったと思いますが、やはり異なる意見の聴取をしっかりすべきであると。その中で、どういう割合、どういうデータで、どういう話があったのかというところがございます。これは、三井田委員からもお話がありましたNUMOとしてというよりも、国が検証すべきというお話がございましたけれども、我々、NUMOとしても、そこはしっかりと振り返っていきたいというふうに思っております。

織委員からのお話でございます。NUMOとしての目的がいまいち曖昧、ガイドラインとしては不十分だよねといったようなところのお話でございました。また、3タイプの考え方をもうちょっとケーススタディとしてというお話がありましたが、これも、すみません、冒頭に申し上げるべきことではあると思いますが、事例として残す、こういった寿都、神恵内であったことをしっかりとメモリーしていくというのは、これはもちろん大事だと思っております。ただ、それと同時に、次に、今、現在進行形で動いて、寿都、神恵内いきなりドラスチックに変えていくというのは難しいかもしれませんが、次、例えば、玄海町であったり、ほかのところで行われるところに関して、しっかり、ここまでのいろんな動きを反映して、よりよいものにしていくということを考えていきたいというふうに思っております。

八木委員からのお話でございました。NUMOが主導でいるという、このことに関して、それはちょっと違うんじゃないかというお話でございます。立ち位置が分かりづらいよねというところがございます。ごもつともなお話でございますが、私どもとして、ちょっと反省しなければいけないのは、どういうふうに、すみません、八木委員がおっしゃっていただいたそのとおりなんです。対話の相手なんです、私どもは。情報提供相手なんです。それを踏まえた上で、今回のことに関して、どうやってもNUMOが関わってしまっ

ているというところが、無意識にこれは出ていたと思っています。何かNUMOが本当に主語として出てきてしまっているというところが、ここはちょっと考え直さなきゃいけないのかなというふうに思っています。そういった意味では、神恵内ではなくて、というか、神恵内でもあるのかもしれませんが、特に異を唱えている寿都、この異を唱えているということにどう向き合っていくのか、まさしくしっかりと向き合っていきたいと思っています。

村上委員からのお話もご一緒だったと思いますが、異なる意見をどれだけ聞いていたのかというところは、いま一度、しっかりと受け止めていきたいと思っています。そういった意味では、ひな形に関してのご意見もいただきましたが、しっかりとよりよいものにしていきたいと思ったり、これまで委員の皆様からありましたけれども、もうちょっと踏み込んだ形のケーススタディにしていければというふうに思っています。

以上だったと思います。すみません。

○高橋委員長

では、資源エネルギー庁、お願いします。

○下堀課長

簡単に補足します。

三井田委員と織委員から、寿都町民の受け止めとか、冷静に事実関係をエネ庁が調べてほしい、あるいは、そうですね、現場にいないと分からないので、冷静な相場観をとということでございます。この瞬間、ちょっと難しいんですけど、ご意見を受け止めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

高野委員から私に対する質問もございました。議論をお聞きしていて、報告書の作り方について、対話の場の事務局としてのNUMO、そのNUMOがどう作業を行うべきなのかという話と、そして、そこから踏まえて、広く国民一般、それから、自治体に対して、どういうメッセージを発していくべきなのかの話、この辺の立ち位置を分けて書いたほうが、誤解がないのではないかというご指摘だと思いました。これらの議論を踏まえて、作り方、書き方を考えていただければありがたいと思います。

それから、小委の運営についてです。前回、時間を余らせてしまったにもかかわらず追加の意見をお聞きせずに終わってしまったことについて、私も反省しております。そういう意味では、皆様ご多忙のなかで与えられた短い時間のなかではございますが、最大限議事を尽くすという運営に心がけていきたいと考えています。

また、事実関係については、高野委員とNUMOとの認識が違うということがあろうようです。事実関係の詳細について、高野委員はご疑問あると思いますので、NUMOと個別にお話し合いをしていただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

以上、NUMO、資源エネルギー庁におかれましては、委員からいただいたご指摘を踏まえて、引き続き、対話の場の振り返りを、これで終わったわけございませんので、しっかり進めていただければ、ありがたいと思います。

本日の議題は以上になります。

○徳永委員

委員長、ちょっとよろしいでしょうか。

○高橋委員長

はい、どうぞ。

○徳永委員

すみません。先ほど、寿楽委員の科学的特性マップの件で、これは、事務局にお願いなんですけど、科学的特性マップはどうやってつくったかというところ、地層処分に関する地域の科学的な特性の提示に関する要件基準の検討結果というものを地層処分技術ワーキングの取りまとめとしてまとめています。それに基づいて、科学的特性マップの説明資料をつくっていただいています。そこでは、先ほどのシルバーのところの意味というのは明確に示して、ここに出していただいているものです。それが科学的特性マップと特性区分のところの油田、ガス田、炭田等と書いているところの米印の2というものに入れていて、そこで当該資源が存在し得る範囲を広域的に示したものであることに留意が必要という言葉でまとめているんですけど、それに関して、オレンジとシルバーを同じように、科学的特性マップの位置づけの意味を持つものとして説明されているのだとすれば、それは修正をしていただきたいということをお願いしたいと思います。もし、そうでないとすれば、そういう説明をきちっとしているということを通して、シルバーの意味づけというのを理解していただくということが大事かなと思います。寿楽委員が反対されているということの意図は理解しますが、そのプロセスとして何をしたのかということについて、それから、それがどういうふうの説明されるべきかということについて、事務局で、いま一度、確認していただいて、必要な修正があれば、必要な修正をお願いしたいということです。

○高橋委員長

寿楽委員、何かありますか。

○寿楽委員

だとすると、この一つ前のページのやはり黒い枠で囲って並べてしまっているのは、徳永先生からすると、好ましくないということでもよろしいですか、その右のところの。

○徳永委員

好ましくないというか、米印2の意図をきちっと説明して、シルバーというものの色づけをしたということを説明していただきたいと、そういうことです。

○寿楽委員

ですから、それは、私は理解しますけれども、筋道としては、やっぱり分かりやすく明

快にするという意図で、広く国民、市民の皆さんにお示しするというのが出発点なので、こういう非常に専門の先生の米印をいっぱい聞かないと分からないものだったということになってしまうと、そもそもこういうものをつくって、いろいろ広報をして、お願いをしてとやっていること的前提が大分また変わってきてしまうんじゃないかなということをお心配しているわけです。ですので、事務局で、先生からもご提案があったように、明快にできる部分があるのであれば、今後のそういう活動の中で、はっきりさせていただければよろしいんじゃないかなと思います。

以上です。

○高橋委員長

分かりました。この点に関しては、次回、また議論したいと思います。

○下堀課長

対応を検討してまいります。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。貴重なご指摘ありがとうございました。それでは、委員におかれましては、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡をお願いします。

○高野委員

すみません、一点だけ。NUMOのほうから、今後の対話の振り返りの日程について、もう少し説明いただけますか。

○高橋委員長

それでは、NUMO、どうぞ。これはどういう日程になっていますか。

○植田理事

今現在決まっておりますのが、神恵内村の対話の場でございます。来週、24……

○坂口副理事長

そういうご質問でいいの。

○高橋委員長

対話の日程というか、対話の振り返りのこの作業ですね、この作業をどうやって進めるか。

○坂口副理事長

俺たちが答え得る話なのかなという気がちょっとしたので。

○植田理事

この作業ですか。

○高橋委員長

この作業マップをどう進めるのかという話ですね。

○高野委員

そうですね。それに基づいて、どういうふうに進めていくか。

○高橋委員長

じゃあ、事務局、どうぞ。ご質問があったので。

○下堀課長

今日、ご意見ありがとうございます。まさに、今日、様々なご意見いただいたと思っていますので、先ほど委員長もありましたけど、今日で終わりではなくて、今日出てきた意見を踏まえて、今日の資料というのをどうやってまとめていくかというのを改めて整理し直すということだと認識しています。

○鬼沢委員

すみません。

○高橋委員長

では、鬼沢委員。

○鬼沢委員

先ほどご紹介いただいたこの14枚目のスライドに読み解き2回目のところに赤字で書いている、もっと開かれた場にすべきとあるんですけど、ここは、やはりNUMOがどうこうではなくて、もっと開かれた場にするためにはどういうことが必要だったかということを確認することなんじゃないかなと思います。先ほど回答いただいたように、ところどころでNUMOが主語になっていたりしているんですけど、そうじゃないんじゃないかなと、私も思うので、もっと開かれた場にすべきは、NUMOがどう関わるかじゃなくて、そのためにどういうことが必要だったかということが明確になればいいんじゃないかなと思います。

すみません、終わりに追加で。

○高橋委員長

貴重なご指摘ありがとうございます。その辺を踏まえて、書き方をいろいろと工夫してください。

事務局は、何かコメント、連絡事項もありますよね。

お願いします。

○下堀課長

ありがとうございます。

本日も、高橋委員長、委員の皆様におかれましては、貴重な審議をいただきまして、ありがとうございます。本日のいただいたご意見を踏まえながら、取組を進めてまいりたいと思います。

また、先ほど高橋委員長からもありましたけれども、なかなか時間が制限されている中で、発言時間がなかなか限られているというご趣旨も踏まえまして、追加でご意見等がある場合には、ご意見書を事務局でお預かりすることもできますし、委員の皆様にお届けすることも可能ですので、適宜、事務局にお申しつけいただければというふうに思います。

本委員会の次回以降の開催につきましては、事務局で調整の上、委員の皆様にご連絡申



申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋委員長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第4回特定放射性廃棄物小委員会を閉会いたします。

本日は、ご多忙のところ、長時間にわたり、熱心にご意見いただき、ありがとうございました。